

**東洋紡株式会社第43回無担保社債
(ソーシャルボンド)の引受けについて**

今般、みずほ証券株式会社(取締役社長:浜本 吉郎)は、東洋紡株式会社が発行するソーシャルボンド(以下「本社債」といいます。)の引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

本社債で調達された資金は、全額を医用膜製造および試薬製造に関連する新規支出またはリファイナンスに充当する予定です。

東洋紡株式会社は、本社債の発行のために「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2021」^{※1}および「ソーシャルボンド・ガイドライン」^{※2}に即したソーシャルボンド・フレームワークを策定し、その適合性について株式会社格付投資情報センターからセカンドオピニオンを取得しています。

当社は、社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、資本市場におけるSDGs債の専門的な情報収集・お客様のSDGs債ストラクチャリングを支援するため、2017年にサステナブル・ファイナンス・デスク、2019年にサステナブル・ファイナンス室を設置しました。また、環境金融における専門性を高めるため、グリーンボンドの認証制度および気候変動対策投資を推進する国際NGOであるClimate Bonds Initiative^{※3}とパートナー契約を締結しています。その後2021年から、これらの取り組みをさらに強化・拡大するため、サステナビリティ推進部を新設しています。

これらの取り組みにより、当社はソーシャルボンド等の引受けなど、さまざまなお客様のSDGs債の起債を支援し、ストラクチャリングなどを通してお客様の社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

当社は、日本の円建て債券市場でトップティアの取引シェアを確保しています。また、海外市場では、お客様のさまざまなニーズに応えるためのクロスボーダー債券取引を強化し、実績も着実に増加しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客様の金融取引を通じた社会貢献への取り組みをサポートし、SDGs債をはじめとする債券の引受けを一層推進し、最良のサービスを提供してまいります。

以上

- ※1 「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2021」とは、国際資本市場委員会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインをいいます。

- ※2 「ソーシャルボンドガイドライン」とは、ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的対応を検討する際に参考となるよう、いわゆる先進国課題を多く抱える我が国の状況に即した具体的な対応の例や解釈を示すことで、ソーシャルボンドを国内でさらに普及させることを目的に、金融庁が2021年10月に策定・公表したガイドラインです。

- ※3 ロンドンに拠点を置く国際的な組織で、100兆円の債券市場を気候変動対策のために活用することを目的とし、低炭素・気候耐久経済への迅速な移行のために必要なプロジェクトや資産への投資を促進する活動を行っています。